

【兵庫県】産業立地条例による事務所支援について

1 概要

県外への転出超過が顕著な若者や女性をはじめ県内での雇用の場を創出するため、現在支援対象としている立地促進事業の工場、研究所、本社（下表参照）に加え、立地促進事業を手がける事務所を支援対象とします。

なお、これまでに産業立地条例では、工場、研究所、本社の誘致に取り組んできたが、今回新たに事務所の立地を支援するものです。

（立地促進事業）

以下の分野における製造、開発、サービス等の事業

- ①医療・福祉 ②生活文化 ③環境 ④情報通信 ⑤新製造技術・新素材 ⑥輸送・物流
⑦国際化 ⑧農林水産業

2 事務所への支援

①一般地域（促進地域以外の都市部等）

区 分		要 件	支援内容
税 軽 減	不 動 産 取 得 税	指定拠点地区（主に産業団地） への立地	1/2 軽減 （2 億円限度）
	法 人 事 業 税	新規正規雇用 11 人以上 （県内住所は不要）	1/4 軽減（5 年間） （指定拠点地区 1/3 軽減（5 年間））
補 助 金	設 備 補 助	設備投資額（土地除く）が 10 億 円以上（中小企業 5 億円以上）	設備投資額（土地を除く）の 3%
	雇 用 補 助	新規正規雇用 11 人以上 （県内住所は必要）	新規正規雇用者（県内住所必要）30 万円/人 （3 億円限度）
	賃 料 補 助	新規正規雇用 11 人以上 （県内住所は不要）	補助率 1/2 以内（県と市町の合計）、補助額 1,500 円/m ² ・月（限度額 200 万円/年）、3 年間

②促進地域（但馬地域、丹波地域、淡路地域、西脇市、多可町、神河町、赤穂市、たつの市（旧新宮町の区域に限る）、宍粟市、上郡町、佐用町）

区 分		要 件	支援内容
税 軽 減	不 動 産 取 得 税	新規正規雇用 6 人以上 （県内住所は不要） ※指定拠点地区は要件なし	1/2 軽減 （2 億円限度）
	法 人 事 業 税	新規正規雇用 6 人以上 （県内住所は不要）	1/2 軽減 （5 年間）
補 助 金	設 備 補 助	設備投資額（土地除く）が 1 億円以上	設備投資額（土地を除く）の 5%
	雇 用 補 助	新規正規雇用 6 人以上 （県内住所は必要）	新規正規雇用者（県内住所必要）60 万円/人、 新規非正規雇用者 30 万円/人（3 億円限度、県 内住所及び 1 年以上の継続雇用必要）
	賃 料 補 助	新規正規雇用 6 人以上 （県内住所は不要）	補助率 1/2 以内（県と市町の合計）、補助額 1,500 円/m ² ・月（限度額 200 万円/年）、3 年間

3 実施年月日 平成31年 4月 1日

(参考) 支援の例示

例1 一般地域の指定拠点地区外へ医療分野の営業所の立地

【事務所の事業内容】

- | | |
|------------|----------------------|
| ① 事務所の立地形態 | 賃貸オフィスビルへの入居 |
| ② 設備投資額 | 2億円 |
| ③ 雇用人数 | 新規正規雇用12人（うち県内住所11人） |

【支援内容】

- | | |
|-------|-----------------|
| 法人事業税 | 1/4軽減 |
| 雇用補助 | 330万円（30万円×11人） |
| 賃料補助 | 限度額200万円 |

例2 促進地域の指定拠点地区への情報通信分野の営業所の立地

【事務所の事業内容】

- | | |
|------------|----------------------|
| ① 事務所の立地形態 | 自社ビルの建設 |
| ② 設備投資額 | 5億円（うち土地代1億円） |
| ③ 雇用人数 | 新規正規雇用20人（うち県内住所12人） |

【支援内容】

- | | |
|--------|-----------------------|
| 不動産取得税 | 1/2軽減 |
| 法人事業税 | 1/2軽減 |
| 設備投資補助 | 2,000万円（（5億円－1億円）×5%） |
| 雇用補助 | 720万円（60万円×12人） |

お問い合わせ先： 兵庫県 産業労働部 産業立地室

お問い合わせフォーム

<https://www.shinsei.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/form.do?acs=sangyorichishien>



TEL：078-362-4154